

「職場の健康診断強化月間」の取組について

取組の趣旨

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2014 において、「健診受診率の向上」が目標として掲げられています。その達成のため、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置を改めて徹底し、労働衛生週間準備期間である 9 月を職場の健康診断強化月間と位置づけ、集中的・重点的な指導を行うこととしています。

期間

平成 26 年 9 月 1 日～30 日（全国労働衛生週間準備月間）

取組の内容

1 事業場に対する指導等について

（1）指導等の重点事項

指導等に当たっては、以下の事項を重点的に行うこととしています。

- ア 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- イ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- ウ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- エ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

2 事業場に対する周知について

1 の取組のほか、以下のように様々な機会を活用し、健康診断及び事後措置の実施に係る周知や指導等を行うこととしています。

- （1）局署の窓口において、事業者の来訪等あらゆる機会を捉え、周知を行うこと。
- （2）産業保健活動総合支援事業において事業場に対する支援を行う際に、事業者に対する周知を行うよう、産業保健総合支援センターに協力を求めるなどの連携に努めること。
- （3）労働災害防止団体や、労使関係団体及び自治体等に協力を要請し、事業者等への周知啓発を推進すること。